

【記入方法】

該当するすべての項目を記入(押印)してください

修正ペン／修正テープの使用は不可
※修正時は二重線をひいて訂正印をしてください

家畜防疫互助金交付年次契約申込書兼同意書

提出日を記入ください。

別紙様式第2号 鶏用 (業務方法書第6条関係) ※必ず、送付前に捺印を取り、保存するようにしてください。

鶏用
令和7年度版

家畜防疫互助金交付年次契約申込書兼同意書

一般社団法人 日本養鶏協会

会長 米山 大介 殿

令和 年 月 日

貴協会家畜防疫互助金交付年次契約業務方法書第6条第1項(交付契約の申込み及び締結)の規定に基づき、家畜防疫互助金交付契約(令和7年度年次契約)を締結いたし、下記のとおり必要書類を添えて申込みします。下記事項(家畜防疫互助金交付契約書の全ての内容)に同意し、これを履行します。また、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第46号)及び同法に定める飼養衛生管理基準を遵守することを誓約します。

【年次契約の締結について】
・不備のない交付契約の申込みをすることで、当協会が請求する生産者積立金を指定期日までに納付した場合は本申込受理日とし、指定期日を越えて納付した場合は当該納付日とします。
上記にかかわらず、前年から継続して参加を希望する生産者が、令和7年8月31日までに交付契約を締結し、当該協会が請求する生産者積立金を指定期日までに納付した場合には、令和7年4月1日とします。

【年次契約の締結について】
・本年度の互助事業の終了とします。

申込者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)

(フリガナ)

連絡先/担当者名:

郵便番号

住所

電話番号

FAX

*日中、連絡のとれる電話番号があればご記入ください。(携帯番号、商会の電話番号等)

メールアドレス

互助金の受取指定金融機関の名称等

(フリガナ)

(フリガナ)

通金種目

(年次契約で記入)

口座番号

口座名義人

(フリガナ)

本会

普通

当座

振込用紙

()

申込者、口座名義人等のフリガナを忘れずに記入ください。

実印を必ずお願いいたします。

日中の連絡窓口先(担当者名)を記入してください。

契約を希望する型のいずれかを○で囲んでください。

契約を希望する種類の欄に契約する羽数の合計を記入ください。
(下記の農場内訳の合計と一致させてください。)

育成鶏の場合は日齢を必ず記入ください

家伝法定定期報告と同じ農場単位で記入ください。
・農場名
・農場の郵便番号
・農場の住所
・農場ごとの羽数

※農場が4か所以上ある場合は別紙に記入の上、最終行に合計欄を設けてご記入ください。

契約羽数は年間の回転数の合計羽数ではありません

契約対象		積立金単価(円/羽あたり)					
契約の区分(どちらかに○をつけて下さい)		育成鶏	育成鶏(下記に属する)	肉用鶏	種用鶏	種用育成	種用育成
家庭型	企業型	6	3	0.3	8	4	
企業型	家庭型	8	4	0.3	12	5	

総括表(契約羽数の合計)		(単位:羽)			
成鶏	育成鶏(下記に属する)	肉用鶏	種用	成鶏	育成鶏(下記に属する)
●●●●				●●●●	

育成鶏の日齢区分に属する企業(申込者の自己申告) ※ 契約期間中変更はできませんので、ご注意ください

※ 契約対象農場は、家伝法定定期報告の農場毎に契約対象羽数の内訳欄を記載する必要があります。

農場内訳(4ヶ所以上ある場合は別紙に記入の上、添付して下さい) ※ 契約対象農場は、家伝法定定期報告の農場毎に契約対象羽数の内訳欄を記載する必要があります。

農場名と農場住所 (番地までご記入ください)		採卵鶏	肉用鶏	種用	成鶏	育成鶏
農場名	AAA養鶏場					
〒	001-0002					
aaa県bbb市AAA1-1-1		●●●●				
農場名	BBBファーム					
〒	003-4567					
bbb県bbb市BBB1-1-1				●●●●		
農場名						
〒						
農場名						
〒						

添付書類 (必要に応じて下記の申請書を添付してください。)

「事務代行先届出」: 加入者が行うべき契約等に関する事務を他の者が代行する場合に添付が必要とする。

(協会の使用欄)		契約承諾日 (協会の使用欄)
契約番号	—	

※Kで始まる番号ではありません。

家畜防疫互助金交付基本契約書

裏面

(互助金交付単価の決定方法)

第13条 互助金交付単価の決定は、業務方法書第17条(1)の規定によるものとする。

(互助金の交付)

第14条 生産者積立金をもって家畜防疫互助金を造成し、当該基金を管理する甲は、乙が伝染性鳥インフルエンザ及び伝染性単核ウイルスの発生による被害の軽減等を行った場合に、当該伝染性鳥インフルエンザ発生期間中に必要な経費等を支援するため、互助金を交付するものとする。
ただし、甲は互助金の交付に当たり、乙及びその他の他家畜人生産者基金の金額を取り崩ししてもお支払うべき互助金の額に不足が生じるときは、協会の定める範囲内交付割合を算出した額まで削減して交付することができるものとする。
また、甲は、減額交付割合の決定が見込まれる場合において、機構から指示があったときは、互助金の交付を留保し、又は機構が定める割合により概算払いによりその一部を支払うことができるものとする。
2 この互助金の交付を受けようとする時は、第13条に定める交付対象事業を履行し、甲が定める手続に照し、交付対象事業の患者または疑似患者が確認された日を起算日として、年以内に互助金の交付申請を行うものとする。

(互助金の不交付又は返還)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合には、乙に対し、互助金の全部又は一部を交付せず、又は既に交付した互助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。
(1) 本契約及び年次契約が企業型の場合、第8条第2項(1)に該当しないと認められた場合であって、第2項(2)と見做して互助金を交付するものとする。
(2) 第8条第2項に定める交付申請書に虚偽の記載をしたとき。
(3) 第14条第2項に定める交付申請書に虚偽の記載をしたとき。
(4) 家伝法に定める飼養衛生管理基準を遵守していないと認められたとき。
(5) 家畜伝染病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかったとき。
(6) 故意若しくは重大な過失により法令に違反したとき。
(7) 報告を求められた場合において、その報告を怠り若しくは拒否し、又は故意若しくは重大な過失によって不実の報告をしたとき。
(8) 乙(この号において、その代表者又は役員等を含む。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成33年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員に該当する者(以下「暴力団等」の反社会的勢力)という、であることが判明した場合。

(権利譲渡等の禁止)

第16条 乙は、甲の書面による承諾を得ないで、本契約及び年次契約により生ずる一切の権利を第三者に譲渡し又は貸渡その他の担保権の目的とする等の処分をしてはならない。

(個人情報の保護)

第17条 甲は、乙から取得した個人情報を本事業遂行のために利用するものとし、それ以外の用途には利用しないものとする。ただし、甲は、本事業遂行のため、事務委託先、都道府県、市町村及び機関等に対し乙の情報を提供できるものとする。

(契約の解除)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らかの通知又は催告をすることなく本契約及び年次契約を解除することができるものとする。
(1) 乙が協会の規定する行為を行ったとき。
(2) 本契約の締結書面、第3条第1項の書面又は第14条第2項に定める交付申請書に虚偽の記載をしたとき。
(3) 第8条に定める期日までに乙が納付すべき生産者積立金の納付がなかったとき。
(4) 業務方法書第20条第1項の規定により報告を求められた場合において、その報告を怠り、若しくは拒否し、又は故意若しくは重大な過失により事実を不正に虚偽の報告をしたとき。
(5) その他、乙が本契約又は年次契約に定める範囲に違反したとき。
(6) 甲の連帯において、契約を解除することにつきやむを得ない理由があると認めたとき。

(7) 乙(この号において、その代表者又は役員等を含む。)が、暴力団等の反社会的勢力であることが判明した場合。

(契約内容の変更)

第19条 本契約又は年次契約の締結後において、本契約又は業務方法書の内容に変更があった場合には、甲が乙に通知の上、契約内容を変更することができるものとする。

(契約の期間)

第20条 本契約の有効期間は、甲乙間で最初に成立した年度の年次契約の締結日から、本事業年度(第9期)における本事業に係る全ての業務が終了するまでとする。

(契約の解決)

第21条 前各条のほか、本契約及び年次契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上、解決するものとする。

(その他)

第22条 本契約及び年次契約に定めるもののほか、甲が必要と認める事項については、乙に対し、報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。
2 本契約及び年次契約に定めるもののほか、互助金の交付に係る権利義務の内容及び本契約の履行に必要事項は、本契約及び業務方法書に定めるところによるものとする。
3 本契約及び年次契約の期間中に要請、業務方法書が改正された場合は、それぞれ改正後の規定が適用されるものとする。

(住所の変更の際の変更申請と通知の効力)

第23条 乙は、本契約又は年次契約の締結後、住所に変更があったときは、甲に対して、遅滞なく、第7条第3項に基づき契約の変更申請を行わなければならない。
2 甲から乙への通知は、前項による申請が受理された場合は変更後の住所、前項の届出がない場合は本契約又は年次契約の締結時の住所に対して、書面を発送したときに効力が発生するものとし、書面の到達の如何によって通知の効力は妨げられない。

(管轄裁判所の合意)

第24条 本契約及び年次契約に関する法律上に争訟については、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

上記の契約の証として契約書2通を作成し、甲、乙各1通を保有する。

本契約締結日:

(日本養鶏協会印で押印)

甲 住所 〒104-0033

東京都中央区新富2-6-16

名称 一般社団法人 日本養鶏協会

代表者名 会長 米山 大介 印

乙 住所 〒

申 込 者

(法人にあっては、名称及び代表者)

日付は記入しないでください。
※協会記入欄です

申込者のお名前、住所を記入の上、実印をお願いいたします。